

公益社団法人三条市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人三条市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。但し、使用人を兼務する役員はこれを支給しない。

- 2 理事長、副理事長の報酬は月額とする。
- 3 理事長及び副理事長を除く役員の報酬は日額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 役員の報酬額は、別表1「役員の報酬額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は理事長が別に定める日に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。但し、使

用人を兼務する役員はこれを支払わない。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支払う。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 役員の報酬額

理事長	月額25,000円
副理事長	月額10,000円
理事及び監事 (理事長及び副理事長を除く)	理事会、監査、部会の都度 日額3,000円

別表2 費用の額

管内職務	実費相当額(交通費等) (1)公共交通機関を利用した場合はその 旅客運賃 (2)自家用車を使用した場合は、役員及び 職員旅費支給規程(昭和57年12月18 日承認)に定める車賃
管外職務	役員及び職員旅費支給規程に定める金額